

広島県訓令 第五号  
広島県公営企業管理規程

本庁  
地方機関  
企業局本庁  
企業局地方機関

広島県広報広聴事務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年四月一日

広島県知事 藤田雄山  
広島県公営企業管理者 桂木弘二

広島県広報広聴事務規程の一部を改正する訓令

広島県広報広聴事務規程（平成十八年広島県訓令第五号）の一部を次のように改正する。

「本庁」「本庁」を「本庁」に改める。  
受訓先中 公地方機関 公地方機関  
公営企業部本庁 公営企業部地方機関  
公営企業部地方機関 企業局地方機関

第四条の見出し中「広報広聴主管室長」を「広報広聴主管課長」に改め、同条第一項中「各部（会計管理局）」を「各局（会計管理部及び危機管理監）」に、「各部に広報広聴主管室長」を「各局に広報広聴主管課長」に改め、同条第二項中「広報広聴主管室長」を「広報広聴主管課長」に、「各部の長（会計管理局）」を「各局の長（会計管理局）」に、「各部の長（危機管理監）」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 広報広聴主管課長は当該課長が属する局の長及び総務管理部長等（会計管理部にあっては会計管理部長、危機管理監にあっては危機管理監、総務局にあっては秘書広報部長、企画振興局にあっては政策企画部長、都市部にあっては都市技術総括監、企業局にあっては事務部長をいう。以下同じ。）を、広報広聴主任は当該広報広聴主任が属する局の広報広聴主管課長及び当該局内の各課の長を補佐して、当該局の所管に属する広報広聴事務の推進に当たる。

第五条第三項中「総務部長」を「総務局長」に改め、同条第四項中「総務管理局长等」を「総務管理部長等」に改める。

第六条第二項中「広報広聴主管室長」を「広報広聴主管課長」に改め、同条第三項中「秘書広報局長」を「秘書広報部長」に改める。

第七条第二項中「広報室長及び行政情報室長並びに」を「広報広聴課長及び」に改め、同条第三項中「広報室長」を「広報広聴課長」に改める。

第八条中「総務部長」を「総務局長」に、「関係各室」を「関係各課」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。